

## 鬼北町観光PRキャラクター「きほくん」「きじの助」使用取扱要領

### 1 趣旨

この告示は、鬼北町（以下「町」という。）が所有する著作物の鬼北町観光PRキャラクター「きほくん」「きじの助」のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 デザイン使用について

町が所有する著作物の鬼北町観光PRキャラクター「きほくん」「きじの助」を使用しようとする者は、鬼北町長（以下「町長」という。）に、あらかじめ鬼北町観光PRキャラクター「きほくん」「きじの助」使用申請書（様式1）を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町又は町の職員が業務に関し使用する場合
- (2) 町が構成メンバーとなっている任意の団体（以下「任意団体」という。）が利用する場合  
ただし、使用実績を町長に報告するものとする。
- (3) 新聞、テレビ、雑誌その他の報道関連機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (4) その他町長が適当と認める場合

### 3 デザイン使用料

無償とする。

### 4 デザインのアレンジ使用について

#### (1) デザインをアレンジできる者

町及び町の職員、任意団体、その他町長が適当と認める者は、デザイン一覧表の基本形をアレンジし、デザイン一覧表に掲載しているデザイン以外のデザインを作成できるものとする。

#### (2) 利用の手続き

ア 基本形をアレンジして使用することを希望する者（以下「アレンジ希望者」という。）は、鬼北町観光PRキャラクター「きほくん」「きじの助」アレンジ申請書（様式2）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

イ 町長は、アによる申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を行わないものとする。

- (ア) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (イ) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用する場合
- (ウ) 特定の個人等の売名に使用しようとする場合
- (エ) 自己の商標又は意匠とする等独占的に使用し、又は利用するおそれのある場合
- (オ) 町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれのある場合
- (カ) 社会通念上許可することが不適切と認められる場合
- (キ) デザインマニュアルに従って利用しないおそれのある場合
- (ク) 「きほくん」「きじの助」のイメージを損なうおそれのある場合
- (ケ) 町、町の職員及びアレンジ使用を許可された者以外が、デザインの変更、改変をする場合

- (ロ) 公益上の観点又は著作権管理の観点から利用について不相当と認める場合
  - (ハ) 利益を得ることを目的として使用する場合。ただし、町及び任意団体の実施する事業が関連する場合であって町長が適当と認めるときは、この限りでない。
  - (ニ) 前各号に掲げる場合のほか、町長が許可しないことが適切であると判断した場合
- ウ 町長は、アレンジ希望者から提出のあった申請書の写しに利用の可否を記入の上、アレンジ希望者に通知するものとする。
- (3) アレンジしたデザインの著作権等  
アレンジしたデザインの著作権は、町に属するものとする。

## 5 利用者の遵守事項

- (1) 許可された内容により利用すること。
- (2) 許可を受けた利用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 鬼北町観光PRキャラクター「きほくん」「きじの助」デザインマニュアルに従って使用すること。
- (4) 許可に際して条件を付された場合にあつては、それに従うこと。
- (5) デザイン使用后、物品の完成品の写真又は現物を速やかに町長に提出すること。
- (6) デザインをアレンジした場合は、町長にイラストレーター又はJPEG形式でデザインを提出すること。

## 6 その他

この告示に定めるもののほか、鬼北町観光PRキャラクター「きほくん」「きじの助」のデザインの利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(様式1)

鬼北町観光PRキャラクター「きほくん」「きじの助」使用申請書

年 月 日

鬼北町長 様

申請者 住所

氏名

㊞

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

鬼北町観光PRキャラクター「きほくん」「きじの助」使用取扱要領に基づき、使用したいので申請します。使用の際は、当該使用取扱要領を遵守します。

また、キャラクター使用において発生した損失について、貴町に補償などの要求はしません。

1 使用目的 (事業)	
2 使用方法	
3 使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 連絡先	所属： 氏名： 電話番号：
添付書類 (企画書等)	

<注意事項>

- (1) 定められた色、形を正しく使用し、絵柄の改変、描き足し及び一部消去等の変更を行わないこと
- (2) 使用許可を受けた期間、用途にのみ使用すること
- (3) 使用対象物に鬼北町観光PRキャラクター「きほくん」「きじの助」と明記すること
- (4) 使用前に完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）を提出すること

年 月 日

様

鬼北町長

上記申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

<input type="checkbox"/> 使用可	特記事項：取扱要領5を遵守の上使用してください。
<input type="checkbox"/> 使用不可	理由：

(様式2)

鬼北町観光PRキャラクター「きほくん」「きじの助」アレンジ申請書

年 月 日

鬼北町長 様

(アレンジ希望者) 住所  
氏名 ⑩  
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

鬼北町観光PRキャラクター「きほくん」「きじの助」使用取扱要領に基づき、デザインをアレンジしたいので申請します。使用の際は、当該使用取扱要領を遵守します。

また、キャラクター使用において発生した損失について、貴町に補償などの要求はしません。

1 使用目的	
2 使用方法	
3 使用期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
4 使用数量	
5 担当者	所属： 氏名： 電話番号：

※アレンジ案を添付してください。

年 月 日

様

鬼北町長

上記申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

<input type="checkbox"/> 使用可	特記事項：取扱要領5を遵守の上使用してください。
<input type="checkbox"/> 使用不可	理由：